

平成30年3月30日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

第5の2中「さかのぼって」を「遡って」に改め、第5の6中「すべて」を「全て」に改め、第5の7の(1)中「その割合による額、給与法附則第8項の規定により給与を減じて支給することとされている期間に属する日については減額後の額」を「、その割合による額」に改め、第5の7の(3)中「同規則」を「規則16—0」に改め、「含む。」の次に「8の(4)において同じ。」を加え、第5の8の(1)中「その割合による額、給与法附則第8項の規定により給与を減じて支給することとされている場合にあつては減額後の額」を「、その割合による額」に改め、第5の8の(4)中「（同規則第11条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、第5の10中「同規則」を「規則16—0」に改める。

第9の1中「いったん」を「一旦」に改め、第9の3の(1)中「その割合による額、給与法附則第8項の規定により給与を減じて支給することとされているとき

は減額後の額」を「、その割合による額」に改める。

第11の2（介護補償関係）の1中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、第11の2（介護補償関係）の2中「そしゃく」を「咀嚼^{そしゃく}」に改め、第11の2（介護補償関係）の4の(1)中「105, 130円」を「105, 290円」に改め、第11の2（介護補償関係）の4の(2)中「57, 110円」を「57, 190円」に改め、第11の2（介護補償関係）の4の(3)中「52, 570円」を「52, 650円」に改め、第11の2（介護補償関係）の4の(4)中「28, 560円」を「28, 600円」に改める。

第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(5)中「(5)及び」及び「（給与法附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、その額から俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（同項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同号に規定する俸給月額減額基礎額に1級地支給割合を乗じて得た額）に相当する額を減じた額）」を削り、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(8)中「（給与法附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、給与法附則第10項）」を削る。

第18の2の(6)中「「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」」を「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に改め、「平成18年9月29日厚生労働省告示第528号」の次に「。(7)において「告示」という。」を加え、第18の2の(7)中「「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」」を「告示」に改め、第18の5の(2)中「次に掲げる額」を「それぞれ次に定める額」に改め、第18の6の(1)中「次に掲げる便宜」を「それぞれ次に定める便宜」に改め、第18の10中「次に掲げる額」を「それぞれ次に定める額」に改め、第18の11の(2)中「応じ、次に掲げる額」を「応じ、それぞれ次に定める額」に、「は、次に掲げる

額」を「は、当該額」に改め、第18の13の(2)のイの(ア)中「同法」を「補償法」に、「同規則」を「規則16—2」に改める。

以 上